

住居確保給付金をご存じですか？

～失業中や休業等により収入が減っている方を対象に家賃補助をおこなっています～

簡易チェック表

- 主たる生計維持者である
- 仕事を辞めてから／事業を止めてから2年以内の方
休業等（※）により収入が減って、家賃を払えなくなりそうな方
※雇用先によるシフトの減少、取引先の倒産や営業縮小、災害等の影響によるものに限る
- 求職活動を行う事が出来る方（自営業の方は自立に向けた活動ができる方）
- 1ヶ月の世帯収入額（同居親族収入や失業給付、年金等を含む）は次に該当する
※4人以上の世帯はお尋ねください。



単身世帯	2人世帯	3人世帯
110,000 円未満	153,000 円未満	182,000 円未満

- 預貯金は次に該当する

単身世帯	2人世帯	3人世帯
468,000 円以下	690,000 円未満	840,000 円未満

※全ての項目に該当する方は受給要件を満たすと思われませんが、詳細の説明や申請を希望される方はまずお電話にて面談のご予約をお願い致します。

家族が
ひきこもっている

仕事がなく
困っている

借金で
生活が苦しい

こんな悩みはありませんか？相談員がひとりひとりの悩みに応じた解決策と一緒に考え、生活立て直しのお手伝いをします。

時津町生活相談支援センター

（時津町社会福祉協議会）

TEL：095-882-0777

受付時間：8:30～17:00（月～金）

長崎県西彼杵郡時津町左底郷 367 番地 時津町総合福祉センター

連絡先

相談専用

LINE

